



## 令和5年度 出張年金相談の予約について

出張年金相談での年金手続き・ご相談は **予約制** となります。

相談を希望される方は、相談日の前日までに、下記の手順により松江年金事務所へご予約をお願いします。

### ■ 場所 役場 会議室1 (1階)

相談日	5月 24日(水)	7月 19日(水)	9月 27日(水)	11月 29日(水)	1月 24日(水)	3月 27日(水)
相談開始時間	13:00 ～15:30	13:00 ～15:30	13:00 ～15:30	13:00 ～15:30	14:15 ～16:15	13:00 ～15:30

※年金相談は事前に予約があった方のみ対象となります。予約なしで来場された場合は、相談をお受けできない場合があります。

※予約時間を10分以上経過してもご来場がない場合は、他のお客様の相談を行う場合があります。

※当日のフェリーが欠航した場合、中止になる場合があります。

### ご予約ダイヤル かんたん予約の手順

予約番号や必要書類等をお伝えします。メモ等をご準備の上おかけください。

- ① 年金手帳など基礎年金番号のわかるものをご準備ください。
- ② **松江年金事務所 0852-23-9540** へお電話ください。(平日 8:30～17:15)
- ③ 音声案内が流れますので、「1」の後に「2」を押してください。
- ④ 担当者に「西ノ島町での相談予約」とお伝えください。
- ⑤ 担当者の質問にお答えください。
- ⑥ 予約日時、必要書類等をお伝えします。



### ■ 必要書類の例

本人確認書類(免許証等)、年金手帳、年金証書、通帳、みとめ印、死亡診断書、雇用保険被保険者証の写し、戸籍謄本(抄本)、住民票、所得証明書

ご予約・お問い合わせ先：松江年金事務所（電話：0852-23-9540）

## 令和5年度 司法書士無料法律相談会について

主催：島根県司法書士会

### ■ 場所 黒木公民館

相談日	6月 17日(土)	7月 9日(日)	9月 10日(日)	11月 12日(日)	1月 21日(日)	3月 17日(日)
相談時間	13:00 ～16:00	9:00 ～12:00	9:00 ～12:00	9:00 ～12:00	9:00 ～12:00	9:00 ～12:00

※7月以降の相談において、予約がない場合は、午前10時をもって終了させていただきます。

※悪天候によりフェリー等が欠航となった場合は、中止となることがありますのでご了承ください。

### ■ 相談事項

遺産相続、遺言、不動産の売買、名義変更登記、お金の貸し借り、借金・ローン、クレジット、悪質商法、会社の登記、裁判、調停、成年後見等高齢者の財産管理など、さまざまな法律相談・登記相談(無料、要予約、秘密厳守)

ご予約・お問い合わせ先：  
島根県司法書士会相談センター  
(電話：0852-60-9211)  
毎週月・火・木 12:00～15:00

## 町外の医療機関で治療が必要な方へ 通院費の一部を助成しています！

西ノ島町では、離島特有の負担の軽減と福祉の向上を図ることを目的として、町外の医療機関で治療が必要な方へ通院費の一部を助成します。助成対象者、手続き方法、助成額は以下のとおりです。

### ■ 対象者

西ノ島町に住所があり、町外の医療機関で治療が必要と医師が認めた方で、下記のいずれかに該当する方です。

- ① 中学生以下の子ども
- ② 障がい者手帳をお持ちの方
- ③ 不妊治療を受ける方
- ④ 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方で、その対象療養で受診が必要な方
- ⑤ 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、その対象療養で受診が必要な方
- ⑥ 必要な付き添い者（付き添いで1名限り）
  - ✓ 中学生以下の子ども
  - ✓ 身体障がい者手帳1種の方
  - ✓ 療育手帳A判定の方
  - ✓ 精神障がい者保健福祉手帳1級の方

### ■ 手続方法

役場健康福祉課へ以下のものを持参し、申請の手続きをしてください。

- ① 医療機関で受領した領収証または診療明細書
- ② 隠岐汽船乗船の領収書
- ③ 宿泊施設の領収書（利用者のみ）  
(宿泊者氏名、宿泊日、利用人数が記載されたもの)
- ④ 希望の振込先の預金通帳またはカード
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 障がい者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、  
小児慢性特定疾病医療受給者証（該当者のみ）



### ■ 助成額

次により算出した交通費と宿泊費の半額を助成します。（100円未満切り捨て）

区分	交 通 費		宿 泊 費
	船	バス	
本土	高速船運航時 往路：高速船、復路：フェリー2等の半額 ※ただし、往復フェリー利用の場合は、その半額	本土港～松江駅 往復の半額	定額5,000円の半額(2,500円) ※3歳未満助成なし
	高速船休航時 往復：フェリー2等の半額		定額5,000円の半額(2,500円) ※1受診日につき最高2泊 ※1泊につき：2,500円 ※3歳未満助成なし
隠岐の島町	高速船運航時 往復：高速船の半額 ※ただし、往復または片道フェリー利用の場合は、その半額	西郷港～隠岐病院 往復の半額	助成なし
	高速船休航時 往復：フェリー2等の半額		定額5,000円の半額(2,500円) ※3歳未満助成なし



医療を受けた日から 2年以内に申請 をしてください！

お問い合わせ先：西ノ島町役場 健康福祉課（電話：08514-6-0104）